

大阪広域環境施設組合規則第 1 号

大阪広域環境施設組合事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合事務分掌規則（平成 26 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(職等の設置)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p><u>2 別表に定めるところにより、部に担当課長を置く。</u></p> <p><u>3 課に担当係長を置き、特に必要があるときは、<u>課長代理、担当課長代理又は副参事を置く。</u></u></p> <p><u>4 担当課長代理の職名には、管理者が定める所管事務を冠するものとする。</u></p>	<p>(職等の設置)</p> <p>第 2 条 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2 課に担当係長を置き、特に必要があるときは、<u>課長代理、副参事を置く。</u></u></p> <p>[新設]</p>
<p>(職務)</p> <p>第 3 条 事務局長、部長、課長、<u>担当課長、課長代理、担当課長代理、副参事及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。</u></p> <p>[2 略]</p> <p><u>別表（第 2 条関係）</u></p> <p>[表 別紙 挿入]</p>	<p>(職務)</p> <p>第 3 条 事務局長、部長、課長、<u>課長代理、副参事及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。</u></p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

[別表（第2条関係） 別紙]

所属名	名称	人員
施設部	工場建設担当課長	1名